

# 練馬区保育所等指導検査実施要綱

平成27年 7月23日

27練教こ保第699号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項（第30条の3において準用する場合を含む。）、第38条第1項、第50条第1項および第58条の8第1項の規定に基づき、保育所、特定地域型保育事業者および特定子ども・子育て支援施設等（以下「保育所等」という。）に対して練馬区（以下「区」という。）が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

## (指導検査の目的)

第2条 指導検査は、当該保育所等の運営が適切に行われることを検査することにより、その結果につき必要に応じ助言および指導を行うことをもって、一人一人の子どもが健やかに成長することができる環境を確保することを目的とする。

## (指導検査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導検査の対象は、つぎに掲げる事業を区の区域内において行う保育所等とする。

### (1) 保育所

法第7条第4項に規定する保育所

### (2) 特定地域型保育事業者

法第29条第1項に規定する、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として区長が確認するつぎの地域型保育を行う事業者

ア 家庭的保育事業（法第7条第6項に規定する家庭的保育事業をいう。）

イ 小規模保育事業（法第7条第7項に規定する小規模保育事業をいう。）

ウ 居宅訪問型保育事業（法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）

エ 事業所内保育事業（法第7条第9項に規定する事業所内保育事業をいう。）

### (3) 特定子ども・子育て支援施設等

法第30条の11第1項に規定する、施設等利用費の支給に係る施設または事業として区長が確認するつぎの子ども・子育て支援施設等

ア 認可外保育施設（法第7条第10項第4号ハに規定する施設をいう。）

イ 一時預かり事業（法第7条第10項第6号に規定する事業をいう。）

ウ 病児保育事業（法第7条第10項第7号に規定する事業をいう。）

## (指導検査の基本方針)

第4条 指導検査は、練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第45号。以下「条例」という。）および法その他の関係法令等（以下「関係法令等」という。）に照らし、厳正に実施する。

2 指導検査において指摘すべき事項があった場合は、その発生原因および是正策を明らかにし、保育所等の適正かつ自律的な運営を促すための助言および指導を行う。

3 条例もしくは関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、事業の運営に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、関係法令等の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。

4 指導検査の実施および指導検査結果の作成に当たっては、関係部課等との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導検査の形態等)

第5条 指導検査の形態は、集団指導、一般指導検査および特別指導検査とする。

2 集団指導は、第3条に定める指導検査の対象となる保育所等の設置者、施設長等（以下「設置者等」という。）を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。

3 一般指導検査は、指導検査事項全体について、保育所等の所在地等実地において行う検査を基本とする。ただし、必要に応じてあらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。

4 一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に保育所等から改善報告書等が提出された場合は、書面によるほか、必要に応じて現地で確認する検査を行うものとする。

5 特別指導検査は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を定め重点的または改善が図られるまで継続的に行う検査で、特命により行う指導検査をいい、実地で行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法、当該検査に係る保育所等の設置者等に対し出頭を求め、質問する方法等、効率的、効果的な方法を適宜用いて実施するものとする。

(1) 保育所等が条例もしくは関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

(2) 一般指導検査による改善が認められないとき。

(3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(指導検査実施方針および実施計画)

第6条 区は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、保育行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目等を掲げる指導検査実施方針（以下「実施方針」という。）および実施計画を、毎年度指導検査開始時まで別に定める。

2 保育所等の運営等に問題が発生した場合等必要があると認めるときは、前項の実施計画にかかわらず、適宜指導検査を実施する。

(調査書等の提出)

第7条 区は、指導検査を効率的に実施するため、保育所等に、前条第1項の実施方針を踏まえた指導検査に必要な指導検査項目を掲げた調査書を送付し、指定期限までに、調査書および関係書類の提出を求めることができる。

(指導検査基準)

第8条 区は、指導検査項目、条例および関係法令等、評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。

(一般指導検査の実施回数)

第9条 一般指導検査の実施回数は、原則として1年に1回以上とする。ただし、一般指導検査とは別に、区が巡回支援指導事業等による実地での調査等を行った保育所等にあつては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに開設された保育所等に対する一般指導検査については、当該開設の年度またはその翌年度の早期のうちに1回以上行うものとする。

#### (一般指導検査の実施)

第10条 区長は、一般指導検査を実施するときは、保育所等の設置者および施設長に対し、あらかじめ、指導検査の実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査を緊急に実施する必要があると認められる場合は、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。

- 2 一般指導検査の体制は、原則として保育所等の指導検査を担当する職員（以下「検査員」という。）2名以上で編成し、うち1名は係長級以上の職にある者を充てる。
- 3 一般指導検査の検査員は、検査基準に基づき、調査書等を参考に、分担して当該検査を実施する。この場合において、当該検査の検査員は、相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にある者が相互の関係を調整する。
- 4 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者等に対して、実地検査指導事項票を用いて、当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。
- 5 前項の講評は、係長級の職にある者は全般にわたる事項および担当検査事項について、他の検査員は自己の担当検査事項について行う。ただし、条例または関係法令等の解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評は行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 6 一般指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、保育所等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

#### (一般指導検査後の取扱い)

第11条 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後その結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で、福祉部長に報告する。

- 2 一般指導検査の検査員は、前項の検討結果に基づく指導検査結果を、当該検査に係る保育所等の設置者および施設長宛てに文書で通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、問題点等を具体的に通知する。
- 3 一般指導検査をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告および前項の規定による通知は、指導検査終了後速やかに行う。
- 4 一般指導検査結果の文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る保育所等の設置者に対し、原則として、当該文書到達後30日以内（特定子ども・子育て支援施設等については60日以内）に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。
- 5 関係部課、東京都等に対しては、必要に応じ、一般指導検査の結果を通知し、またはこれと協議を行うなど、連携を密にする。

#### (特別指導検査の実施)

第12条 区長は、特別指導検査を実施するときは、保育所等の設置者および施設長に対し、あらかじめ、指導検査の実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査の目的と効果を勘案し、特別指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

- 2 特別指導検査の体制は、原則として管理職を加えた検査員3名以上により実施する。
- 3 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者等に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。ただし、状況によって、現

地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

- 4 特別指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、保育所等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

第13条 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要に応じて、関係部課、東京都等と協議する。

- 2 特別指導検査の検査員は、指導検査結果について、当該検査に係る保育所等の設置者および施設長宛てに、理由を付して文書で通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、問題点等を具体的に通知する。
- 3 特別指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る保育所等の設置者に対し、原則として、当該文書到達後30日以内（特定子ども・子育て支援施設等については60日以内）に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続的に実施する。
- 4 改善状況報告書もしくは改善計画書が期限内に提出されないとき、または前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、関係法令等の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
- 5 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど、緊急を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに行政処分の権限を持つ所管部署へ報告する。

(指導方針の継続および統一の確保)

第14条 指導検査の結果生じた疑義および条例または関係法令等の解釈については、関係部課と調整または協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(東京都との連携)

第15条 区は、指導検査の実施に当たっては、東京都と必要な連携を行うこととする。

(指導検査情報の提供)

第16条 指導検査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、東京都等へ提供する。

- 2 指導検査の結果に係る保育所等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の保育所等への指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、区民に広く提供する。

(指導検査情報の公開)

第17条 指導検査に関する情報は、法令により非公開とされる場合を除き、原則として公開するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則 (平成28年8月15日28練教こ保第1210号)

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

付 則 (令和2年3月31日1練福管第3279号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月22日 3練福管第10015号）

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。